

## これまでの特別加入の拡大について

# これまでの労災保険の特別加入制度の拡大について

## I 概要

- 労働政策審議会建議（令和元年12月23日第83回労災保険部会）において「・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされたこと等を踏まえ、特別加入制度の対象を拡大しており、直近では令和4年に歯科技工士を対象として追加したところ。

## II 拡大の経緯

(1) 令和3年4月1日

- ・ 芸能従事者 } 放送番組（広告放送を含む。）、映画、劇場、イベント会場、楽屋等において演技、舞踊、音楽、演芸
- ・ アニメーション制作従事者 } その他の芸能実演や演出の提供、若しくは芸能製作に従事する者
- ・ 柔道整復師

等

(2) 令和3年9月1日

- ・ 自転車配達員
- ・ ITフリーランス

(3) 令和4年4月1日

- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師

(4) 令和4年7月1日

- ・ 歯科技工士

# フリーランス法の制定に伴う労災保険の特別加入制度の拡大について

## I 概要

- フリーランスについては、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講じた「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス法」という。）が成立したところ。
- このフリーランス法案の国会審議における附帯決議や、その後の閣議決定において、特別加入の対象拡大に向けて取り組むことが求められている。

## II 労災保険の特別加入制度の拡大に関する決定等

### 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月27日参議院内閣委員会）（抄）

十六 労災保険の特別加入制度について、希望するすべての特定受託事業者が加入できるよう対象範囲を拡大する・・・こと。

### 成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

労災保険特別加入制度の対象に一定の要件を満たすフリーランスを追加することについて、労働政策審議会で審議を行い、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の概要

（令和5年5月12日法律第25号）

## 趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- （1）「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- （2）「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- （3）「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- （4）「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。  
※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- （1）特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。  
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- （2）特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）
- （3）特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- （1）広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- （2）特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- （3）特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- （4）継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。  
※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

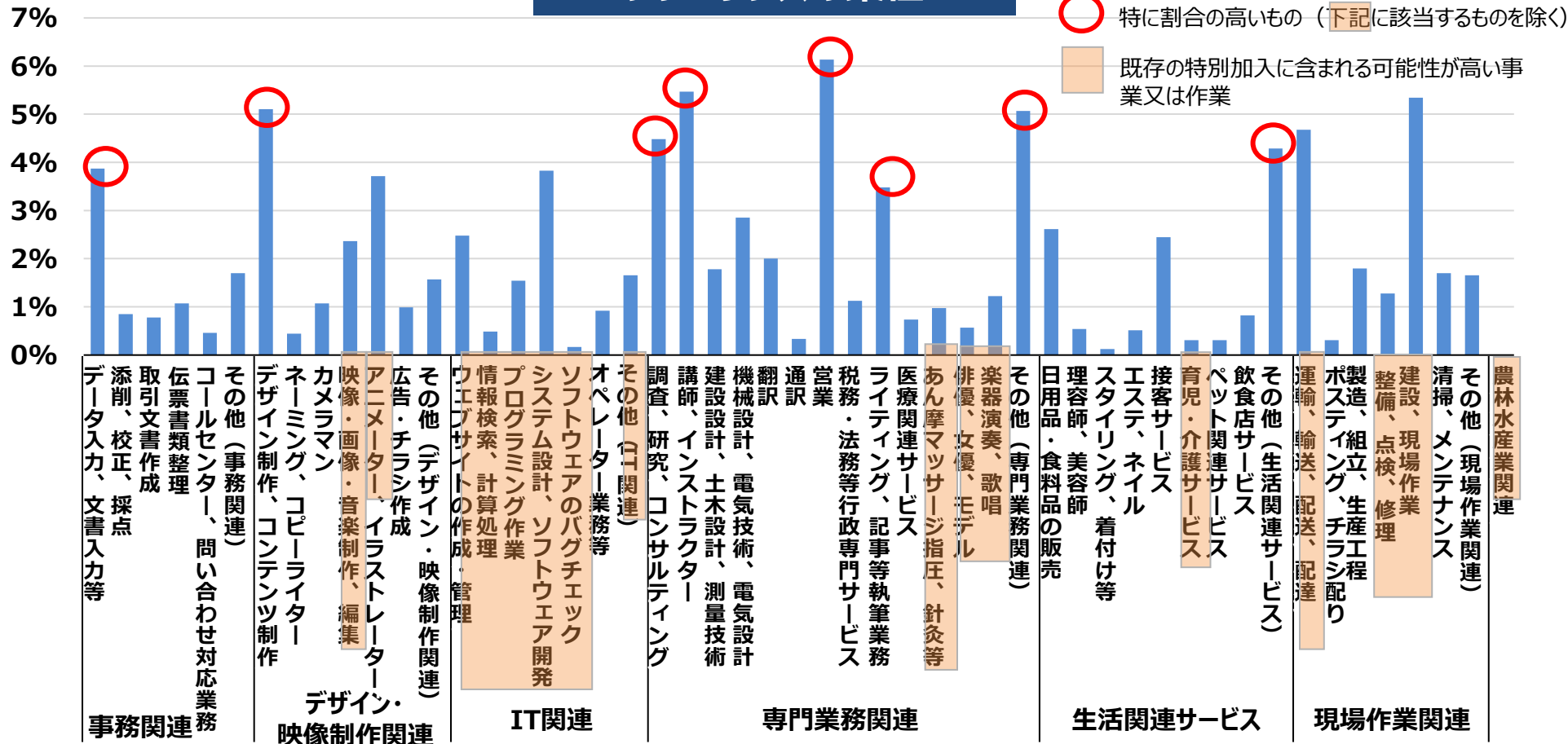
施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

# 我が国のフリーランスの実態

- 日本では462万人がフリーランスとして働いていると試算されている（※1）。
- うち、事業者から業務・作業の依頼（委託）を受けて仕事を行う者は59.0%（※1）（単純に掛け合わせると約273万人）。

回答割合

## フリーランスの業種 ※2

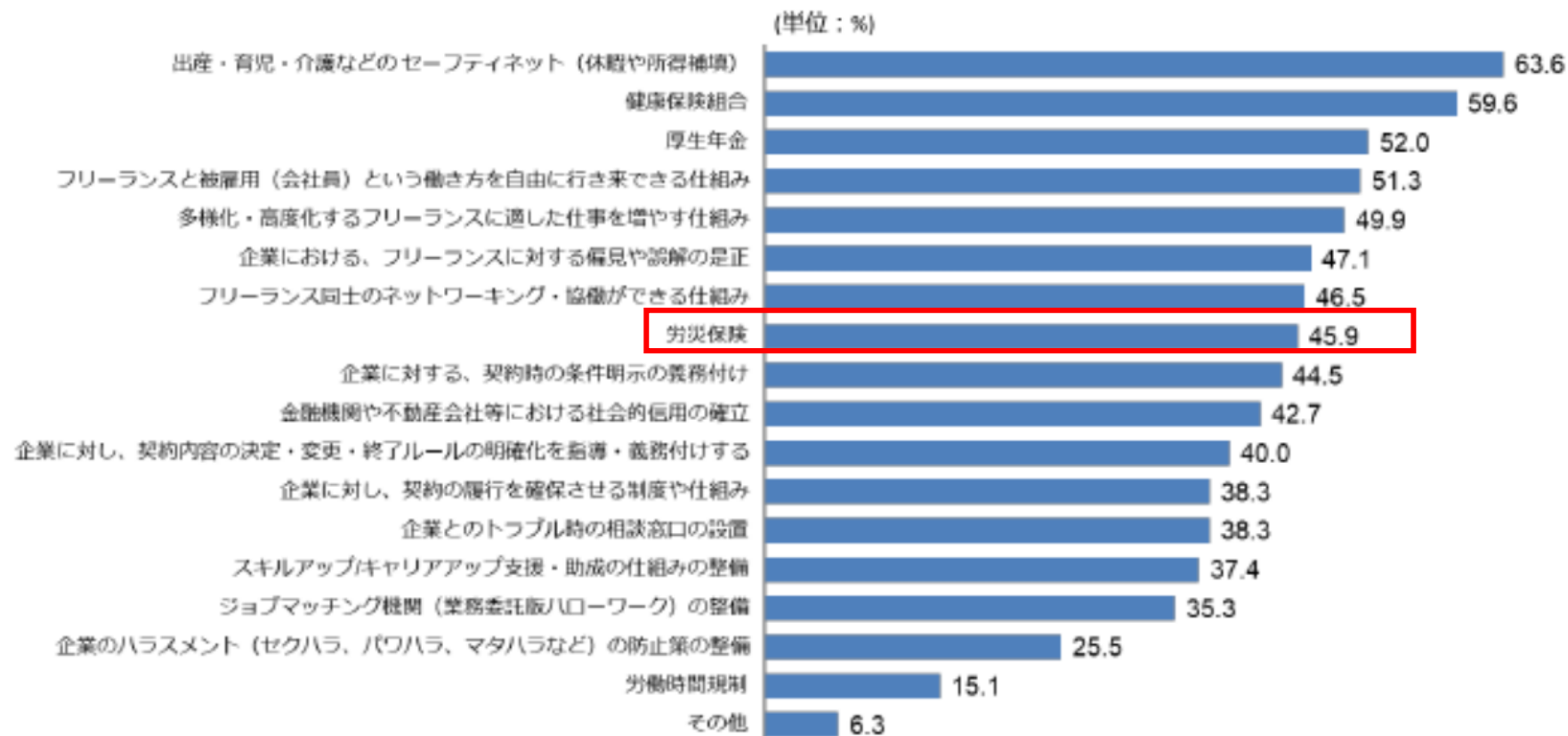


（※1）「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局）及び令和3年7月20日から8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査をもとに記載。

（※2）「フリーランス実態調査結果」（令和3年7月20日から8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施）を基に厚生労働省労働基準局において加工。なお、ここでいうフリーランスとは実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）を指す。

## ■多様な働き方をするための課題

[Q12] フリーランスや副業をするといった新しい働き方を日本で選択しやすくするためには、何が必要だと思いますか？（いくつでも）（n=869）



# 特別加入の新たな枠組みに関する検討課題

## 1 加入対象業務と保険料率の設定

1. フリーランス法における特定受託事業者※1が業務委託事業者※2から業務委託※3を受けて行う事業（以下「特定受託業務」という。）を労災保険の特別加入の対象とすることについてどう考えるか。
2. 仮に、特定受託業務を新たに特別加入の対象とする場合、ITフリーランスなど既に特別加入の対象となっている業務との関係をどのように考えるか。
3. 併せて、特定受託業務の保険料率をどのように設定するか。

※1 業務委託の相手方である事業者であって、①個人かつ従業員を使用しないもの又は②法人であって他の役員がなく、かつ従業員を使用しないもの

※2 特定受託事業者に業務委託をする事業者

※3 事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託すること

## 2 特別加入団体の在り方

特定受託業務では、特定受託事業者が広範な業務を行うことが想定される中、特定受託事業者を特別加入対象とする場合の、特別加入団体の在り方をどのように考えるか。

## 3 災害防止措置の内容

これまで特別加入の対象となってきた業務とは異なり、業務の態様が多岐にわたる様々なフリーランスを特別加入の対象とする場合、特別加入団体が実施すべき災害防止措置の内容をどのように考えるか。



## 特別加入の対象拡大について



## 論点 1 関係（加入対象業務）

- 特別加入の業務については、特別加入制度創設時の労働者災害補償保険審議会（昭和40年10月20日）の答申において、「特別加入については、業務の実態、災害の発生状況等から、労働基準法の適用労働者に準じて保護すべき者に対し、特例として労災保険の適用を及ぼすのが制度の趣旨である・・・特別加入者の従事する業務の範囲が明確でないし特定性をもち保険業務の技術的な処理の適確を期しうるかどうかを十分に検討すべきであり・・・」とされ、また労働政策審議会建議（令和元年12月23日第83回労災保険部会）において「・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされている。
- 「フリーランス実態調査結果」（資料3-1参照）によれば、フリーランスとして営業や講師、調査・研究等に従事する者が一定数見込まれ、当該者は労働者と同様の業務を行っていること、また当該業務に係る労働者との危険性に差がないことが想定される。
- また、特定受託業務について、業務の内容は広範にわたるものの、その業務の内容はフリーランス法の規定に基づき、特定受託事業者が業務委託事業者から業務委託を受けて行う物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供に限られ、また当該業務委託に係る業務の内容等については、フリーランス法に基づき書面等により明示されることが義務付けられることとなる（資料3-1参照）。
- なお、今回の業務の追加により、既存の特別加入に係る業務と特定受託業務のいずれにも該当する場合も想定されるが、その場合、同一の業務について異なる料率が設定され、災害率や就業形態ごとに料率を設定する趣旨に反することも想定されるほか、いずれに加入するかを就業者が選択できることとすると、料率の低い業務に特別加入者が流れてしまうことも考えられる。

標記要綱(案)については、本年9月22日及び10月15日開催の会議に於いて慎重に審議した結果、次のような基本的考え方を前提として、これを了承する。

1 (略)

2 特別加入については、業務の実態、災害の発生状況等から、労働基準法の適用労働者に準じて保護すべき者に対し、特例として労災保険の適用を及ぼすのが制度の趣旨であるので、その実施に当っては、いやしくも労災保険本来の建前を逸脱し、あるいは制度全体の運営に支障を生ずることのないよう、あくまで慎重を期する必要がある。

かかる見地から、特別加入者の範囲については、業務の危険度ないしその事業の災害率に照らし、特に保護の必要性の高いものについて考慮するとともに、特別加入者の従事する業務の範囲が明確でないし特定性をもち保険業務の技術的な処理の適確を期しうるかどうかを十分に検討すべきであり、また将来全面適用となるべき労働者についての保険加入の促進にも資するよう配慮する必要がある。

...

#### 4 その他運用に関する留意点

##### (3) 特別加入制度の在り方

現在、働き方が多様化し、複数就業者数が増加するとともに、労働者以外の働き方で副業している者も一定数存在する。また、特別加入制度創設時の昭和40年当時にはなかった新たな仕事(例えばIT関係など)が創設されるとともに、様々な科学技術の成果が、我々の生活の中に急速に浸透している。このような社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。

## 論点 1 関係（保険料率の設定）

- フリーランスは広範な業務が想定されるが、「フリーランス実態調査結果」（資料3-1参照）によれば、既存の特別加入に含まれる可能性が高いと思われる事業又は作業を除くと、営業、講師・インストラクター、その他（専門業務関連）、デザイン制作・コンテンツ制作、調査・研究・コンサルティング、その他（生活関連サービス）、データ入力・文書入力等、ライティング・記事等執筆業務が主に想定される。
- 今回の特定受託業務に該当することが想定される業務に類似する既存の事業の種類は、その多くが「94その他の各種事業」に該当し、その料率は3/1000となっている。

# (参考) 労災保険率適用事業細目表 (抜粋)

(事業の種類)

(事業の種類の詳細)

(フリーランス実態調査において想定されるフリーランス業務との対応関係)

その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植栽培若しくは採取の事業 その他の農業 9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業 9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((11)海面漁業及び(12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業 9102 火葬業 9103 と畜業	
	93	ビルメンテナンス業	9301 ビルの総合的な管理等の事業	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業 (料率 2.5)	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	9801 卸売業・小売業 9802 飲食店 9803 宿泊業	
	99	金融業、保険業又は不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業	
	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 (料率 3) 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品賃貸業 9423 写真、物品預り等の事業 9425 教育業 (料率 3) 9426 研究又は調査の事業 (料率 3) 9431 医療業 9432 社会福祉又は介護事業 9433 幼稚園 9434 保育所 9435 認定こども園 9436 情報サービス業 9416 前各項に該当しない事業 (料率 3)	

ライティング・記事等執筆業務

デザイン制作・コンテンツ制作

講師・インストラクター

調査・研究・コンサルティング

デザイン制作・コンテンツ制作、データ入力・文書入力等

営業、調査・研究・コンサルティング、ライティング・記事等執筆業務

## 論点 2 関係（特別加入団体の在り方）

- これまで、特別加入の対象となる業務は、各種の業界団体の要望等を踏まえてその範囲を拡大してきたところであり、特別加入団体は、基本的には各地域の既存の業界団体の発意に基づき事務運営を行うこととしてきた。
- また、特別加入団体については、近隣の都道府県のブロック内で事務処理を行うことを基本として、これに必要な事務処理能力や経理的基礎があることを要件としている。一方、労災保険の特別加入制度の拡大とあわせて、令和3年4月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックを超えて事務処理を行うことを認めている。
- 今回の特定受託業務については、フリーランス法の附帯決議において「希望するすべての特定受託事業者が加入できるように対象範囲を拡大する」こととされており、また特定受託事業者が行う業務は広範にわたることとなる。
- このため、今回の特定受託業務に係る特別加入団体に関しては、全国各地において丁寧なフリーランス保護のための支援を行うとともに、全国各地のフリーランスに対し、災害防止のための措置を適切に講じる必要がある。

## (参考) 特別加入団体の要件

○特別加入団体の要件（昭和40年11月1日付け基発第1454号労働基準局長通達）

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表（※）に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

(※)

主たる事務所の所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧	主たる事務所の所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧
北海道	青森県	三重県	岐阜県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
青森県	北海道 岩手県 秋田県	滋賀県	福井県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
岩手県	青森県 宮城県 秋田県	京都府	福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県
宮城県	岩手県 秋田県 山形県 福島県	大阪府	三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
秋田県	青森県 岩手県 宮城県 山形県	兵庫県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
山形県	宮城県 秋田県 福島県 新潟県	奈良県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県
福島県	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県	和歌山県	三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 徳島県
茨城県	福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	鳥取県	京都府 兵庫県 島根県 岡山県 広島県
栃木県	福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	島根県	鳥取県 岡山県 広島県 山口県
群馬県	福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県	岡山県	京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 広島県 香川県 愛媛県
埼玉県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	広島県	鳥取県 島根県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県
千葉県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県	山口県	島根県 広島県 愛媛県 福岡県 大分県
東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県	徳島県	大阪府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 高知県
神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 静岡県	香川県	大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県
新潟県	山形県 福島県 群馬県 東京都 富山県 長野県	愛媛県	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 大分県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県	高知県	徳島県 香川県 愛媛県
石川県	富山県 福井県 岐阜県	福岡県	山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府	佐賀県	福岡県 長崎県 熊本県 大分県
山梨県	埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 静岡県	長崎県	福岡県 佐賀県 熊本県
長野県	群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県	熊本県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県
岐阜県	富山県 石川県 福井県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県	大分県	山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県
静岡県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 愛知県	宮崎県	熊本県 大分県 鹿児島県
愛知県	長野県 岐阜県 静岡県 三重県	鹿児島県	熊本県 宮崎県
		沖縄県	-



## (参考) 特別加入団体の事務処理区域の柔軟化について

労災保険の特別加入制度の拡大とあわせて、特別加入団体の事務処理区域の柔軟化を行った。

労災保険の特別加入団体は、近隣の都道府県の中で事務処理を行うこととされているが、労災保険の特別加入制度の拡大とあわせて、令和3年4月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックにおいて事務処理を行うことを認めることとした。

### ○特別加入団体の要件（昭和40年11月1日付け基発第1454号労働基準局長通達）

前頁別紙（注：近隣の都道府県の区域を超えるブロック（注：以下の表）において、当該団体を通じた特別加入者がいる場合、当該ブロックにおいて、少なくとも年に一回以上、当該団体が災害防止等に関する研修会等（双方向の質疑応答を含むオンライン形式を含む。）に参加する機会を当該特別加入者に提供することを申し出た場合に限り、令和3年4月1日以降は当該団体が区域を超えて事務処理を行うことができる（令和3年3月9日付け基発0309第1号）。

ブロック	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
中部	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関西	滋賀県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 論点3 関係（災害防止措置の内容）

- これまでの既存業種の特別加入とは異なり、作業の態様が様々なフリーランスの特別加入者への災害防止措置の内容をどのようなものとするかが課題となる。
- フリーランスの個々の業態・業種に着目して、災害防止教育のカリキュラムを設定することは難しいことから、VDT作業やメンタルヘルス、交通災害防止、転倒災害防止など、様々な業務に共通的な災害防止教育の内容をパッケージ化して、加入者教育を実施すること等が考えられる。